

感染症・予防接種レター (第 107 号)

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会

岡田 賢司 (委員長) 久保田恵巳 越田 理恵 城 青衣 庄司 健介
菅原 美絵 多屋 馨子 (副委員長) 並木由美江 三沢あき子 渡邊 久美

予防接種事業の実務を担う基礎自治体 (市町村) の役割

越田 理恵

【1】自治体の種別による感染症への関与

2020 年に新型コロナウイルスが日本に上陸して、丸 3 年以上にわたり、医療機関、行政組織はもとより、経済界、農林水産業、運輸通信事業、教育機関、等々、全国民あげての対応となったパンデミックを経験した。

感染症に対する行政組織の役割としては、医療計画に基づく医療圏単位の包括的な対応は都道府県、感染者個々の対応 (管内の医療機関への受診調整、医療費の受給、住民からの相談対応、等) は保健所、ワクチン接種の実務は市町村 (以下、基礎自治体) で、新型コロナウイルスのパンデミックの際にも、国内すべての基礎自治体が予防接種の実務を担った。

因みに現時点 (2024 年) の基礎自治体の数は、市 : 792, 特別区 (東京都区部) : 23, 町 : 743, 村 : 183 で、合計 1,741。人口の多い市は横浜市 (3,777,766 人)、大阪市 (2,770,520 人)、名古屋市 (2,326,683 人)、札幌市 (1,969,918 人) と続く。一方、人口 500 人未満の町村は 12 あり、東京都青ヶ島村 (156 人)、東京都御蔵島村 (291 人)、沖縄県渡名喜村 (300 人)、新潟県粟島浦村 (340 人) の順に続く。

予防接種に係る業務は、人口規模の大小にかかわらず基礎自治体によって行われている。以下、法の下で行われている予防接種事業について、概要と課題を述べる。

【2】予防接種法による自治体の予防接種事業

予防接種法には、定期予防接種に対しての自治体の役割が明記されている (参考 1)。定期予防接種の実務を担っているのは基礎自治体であり、全国 1,741 の基礎自治体が各々担当部署を設けて、住民サービスとして提供している。新型コロナウイルスワクチン接種や、

最近、頻繁に制度改正がある定期予防接種の実施に関しては、国からの資料や説明会を受けて、地域の実情や関係機関との調整を図りながら、各自治体の裁量で実行している。以下、著者の勤務地である金沢市の現状を列記するとともに、他の自治体で行われている運用も併記する。《 》内の記載は、他の自治体での運用例。

(1) 行政から住民への制度の周知

A 類予防接種の場合は、母子健康手帳の交付以降、赤ちゃん訪問、集団健診の機会に工夫を凝らしたチラシなどを用いて、保健師や助産師から説明する。集団健診の際には、保健師との面談において、受診時点でのワクチン接種状況を尋ね未接種のワクチンの接種勧奨を行う。臨時接種やキャッチアップ接種など接種期間の時限措置がある場合は、公式ラインや公式フェイスブックなどの市の SNS を媒体に広報するとともに、市の公式広報 (毎週火曜日の新聞広報) にて市民への周知を行っている。

(2) 接種券

就学前までの定期予防接種については、生後 2 か月までに、接種券 (裏面に予診票) を綴った冊子を各家庭に郵送し (図 1)、かかりつけ医と相談しながら、接種計画を立てるとともに、接種の都度接種券を冊子から切り離して使用する (図 2)。

《接種券の個別送付はなく、広報や個別の案内によって、期間内に医療機関に足を運ぶ。》

(3) 予診票

接種券の裏面に予診票が印刷され、予診票と接種券を一体的に提供。接種希望者は自治体から送付されて

【参考 1】予防接種法 第三章 定期の予防接種等の実施（一部割愛、注釈追記）

（市町村長が行う予防接種）

第五条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長（所管する県型保健所の保健所長。保健所設置市は都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

- 2 割愛
- 3 割愛

（臨時に行う予防接種）

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、（以下、前項に同じ）

4 市町村長が前二項の規定による予防接種を行う場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

（予防接種を行ってはならない場合）

第七条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たっては、当該定期の予防接種等を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該定期の予防接種等を行ってはならない。

（予防接種の勧奨）

第八条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種であつてA類疾病に係るもの又は臨時の予防接種の対象者に対し、これらの予防接種を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し（以下、前項に同じ）。

（予防接種を受ける努力義務）

第九条 割愛
2 割愛

（予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外）

第九条の二 割愛

（記録）

第九条の三 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行ったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該定期の予防接種等に関する記録を作成し、保存しなければならない。定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種等に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けた場合又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）の提供を受けた場合における当該定期の予防接種等に相当する予防接種についても、同様とする。

（資料の提供等）

第九条の四 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は病院若しくは診療所の開設者、医師その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（保健所長への委任）

第十条 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長は、定期の予防接種等の実施事務を保健所長に委任することができる。

（政令及び厚生労働省令への委任）

第十一条 この章に規定するもののほか、予防接種の実施に係る公告及び周知に関して必要な事項は政令で、その他予防接種の実施に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

参考 1 予防接種法 第三章 定期の予防接種等の実施（一部割愛、注釈追記）



図 1 金沢市の予防接種冊子（表紙）

いる予診票（受診券）に予め記載して、それを持参して医療機関を受診する。

《自治体と委託契約をしている医療機関に予診票が設置され、来院する接種希望者はその場で予診票を記載して、接種を受ける。》

（4）委託料の請求

医療機関は接種済みの接種券（兼 予診票）を月ごと（翌月 10 日メ）に、市医師会に送ると、2 か月後には委託料が振り込まれる。

（5）ワクチン液の購入

各医療機関単位で、必要量を随時購入。

《自治体がまとめて購入し、委託医療機関に必要な量を配布する。》

（6）予防接種台帳

金沢市では、2000 年ごろより、接種歴などのデータベース化を進めているが、接種時点で本市に住民票がある履歴のみの記録で、転出入前後の接種歴を一元的に把握することはできない。

（7）定期予防接種相互乗り入れ（都道府県内）

石川県内であれば、全ての定期予防接種の相互乗り入れは可能。居住している自治体以外の市町の医療機関で接種することができる。接種医療機関では、接種を希望する者が居住する自治体との委託契約状況を確認の上、接種し、接種券は当該自治体に送付して、委託料の支払いを受ける。接種を行う医師が県医師会所属であれば手続きはスムーズ。

《特定の自治体間での乗り入れのみが可能。》

（8）定期予防接種相互乗り入れ（都道府県外）

里帰り先での接種に関しては、1 歳までは、県外の

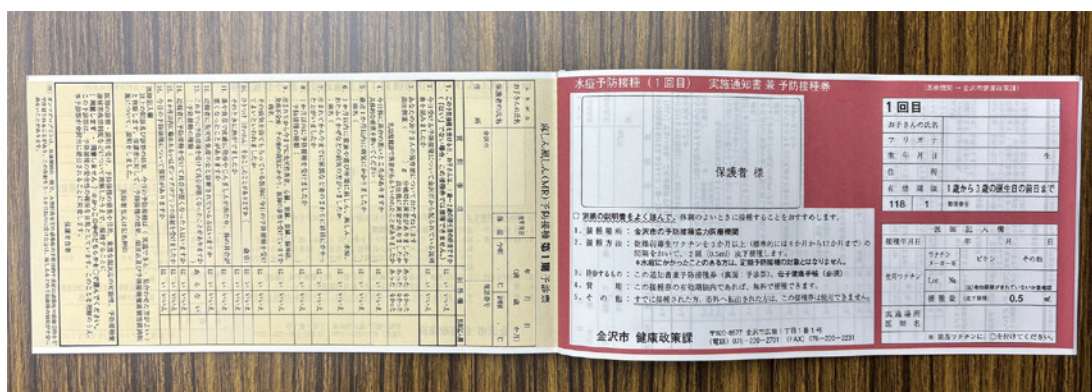


図2 金沢市の予防接種冊子 (接種券)

医療機関での接種を認め、金沢市の委託金額を限度に償還払いとしている。

(9) 任意予防接種への対応 (接種費用の助成)

7歳の誕生日の前日までに、おたふくかぜ、インフルエンザを接種した場合、申請によって、接種1回分の費用のうち2,000円を年間2回助成される。

生活保護受給家庭には、おたふくかぜとインフルエンザに利用できる無料接種券が、毎年2枚、ひとり親家庭には毎年1枚送付される。

また、B類予防接種の高齢者インフルエンザや新型コロナワクチンの自己負担分を所得によって減免する措置をとっている。

以上、金沢市の予防接種の行政対応を例にとり、予防接種事業の広報から接種に至るまでの過程を記載した。多くの基礎自治体の予防接種事業は医療専門職ではない事務職員が中心になって行われることが多く、保健所設置自治体でなければ、医師の資格を持つ正規職員はいないため、医学的な判断が求められる場合には、地域の医師会の予防接種担当医を頼りとすることが多い。また自治体の担当職員は職務内容の理解に努め、一生懸命取り組んでいるが、3年程度の周期での人事異動があるので、一貫して筋の通ったエビデンスに基づく的確な予防接種事務の遂行のためには、平時から行政担当者と地域の医師会との間での情報の共有と連携が不可欠である。

一方、予防接種法で定められている定期接種ではない任意のワクチン接種や、自己負担のあるB類定期接種に対しては、自治体の裁量による助成制度などの事業展開が可能である。例えば、任意接種ワクチンや、

一定水準の所得に満たない方へのB類定期接種ワクチンの接種費用の助成は、経済的な理由で接種の機会を逸することがないように配慮である。これらの事業は全て予算化が必要なため、自治体の財力の大きさと、住民の健康支援に対する自治体の政策決定の優先度によって、議会の承認を経て決定される。

平成28年度から全国に先駆けて金沢市で導入した、「骨髄移植等の治療を受けた小児がんの患者への予防接種再接種費用の全額助成」のように、予算規模は小さくても、また対象者は少なくともきりと光る事業企画は、基礎自治体という小回りの利く行政単位であるために実現が可能であった。

【3】予防接種健康被害救済制度の窓口としての基礎自治体

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ながらも、不可避免的に生ずるものである。ワクチン接種に係る過失の有無にかかわらず、第三者により構成される「疾病・障害認定審査会」によって行われる審査の結果、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、基礎自治体により給付が行われ、対象者を迅速に救済する、予防接種法(参考2)に基づく制度である。申請に必要な手続きは、予防接種を受けた時に住民票を登録していた基礎自治体で行う(図3)。

ここで、押さえておきたいのは、ワクチン接種による「副反応」と「有害事象」の違いである。因果関係の有無を問わずワクチン接種後に生じたあらゆる好ましくない出来事を「有害事象」といい、ワクチン接種に伴う、免疫の付与以外の反応を「副反応」と定義されている。すなわち、「有害事象」には、ワクチンとの

因果関係が明らかなもの、不明なもの、他の原因によるもの全てが含まれることになる。

【4】結語

わが国では、1948年に「予防接種法」が制定され、痘そう（天然痘）、百日咳、腸チフスなどの12疾病が

【参考 2】予防接種法 第五章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置（一部割愛、注釈追記）

（健康被害の救済措置）

第十五条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（給付の範囲）

第十六条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- 一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者
- 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者
- 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者
- 四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う給付は、（以下、割愛）

（政令への委任等）

第十七条 前条に定めるもののほか、給付額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、政令で定める。（一部割愛）

2 前条の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に規定する副作用救済給付に係る政令の規定を参照して定める。（一部割愛）

（損害賠償との調整）

第十八条 市町村長は、（以下、割愛）

（不正利得の徴収）

第十九条 市町村長は、（以下、割愛）

（受給権の保護）

第二十条 （割愛）

（公課の禁止）

第二十一条 （割愛）

（保健福祉事業の推進）

第二十二条 国は、（以下、割愛）

参考 2 予防接種法 第五章 定期の予防接種等による健康被害の救済措置（一部割愛、注釈追記）

対象とされた。その後1960年に大流行したポリオは、当時未承認だった旧ソ連製のワクチンを緊急輸入してその流行を終息させることに成功した。1970年代には「種痘後脳炎」をはじめとして、国に対して数種類のワクチンの健康被害の集団訴訟が始まった。この流れを受け、予防接種制度の罰則規定が廃止され、予防接種健康被害救済制度が設けられた。しかしその後も、さまざまなワクチン接種の一時中止や任意接種化などが繰り返され、1994年には予防接種制度は「義務」から「推奨（努力義務）接種」に大きく変化した。この日本の接種方針の緩和によって、接種可能なワクチンの種類が少ないという「ワクチンギャップ」が問題視され、国民のワクチンへの理解度が他の先進国に比較して低かったことも相まって、日本は「ワクチン後進国」の状況に陥った。

しかし、2000年代に入ると、麻しんや新型インフルエンザウイルスの流行により、国民がワクチンの重要性を再認識し始め、2013年には国が「予防接種基本計画」を策定し、再び予防接種の推進を目指す体制作りが始まり、ワクチンギャップはほぼ解消した。2020年以降の新型コロナウイルスのパンデミックでは、2021年2月から実施してきた新型コロナワクチンの特例臨時接種（～2024年3月）により、基礎自治体主導の予防接種行政が注目され今日に至っている。

予防接種法制定以降やがて一世紀に及ぶ大きな変遷を経た予防接種行政の実務を担っている基礎自治体は、今後もそれぞれに工夫を凝らし、さまざまな媒体を利用して、全ての住民に公平でわかりやすい最新の予防接種に関する情報提供を継続するとともに、接種に至るアクセスを住民サイドに立って構築し続けることが望まれる。

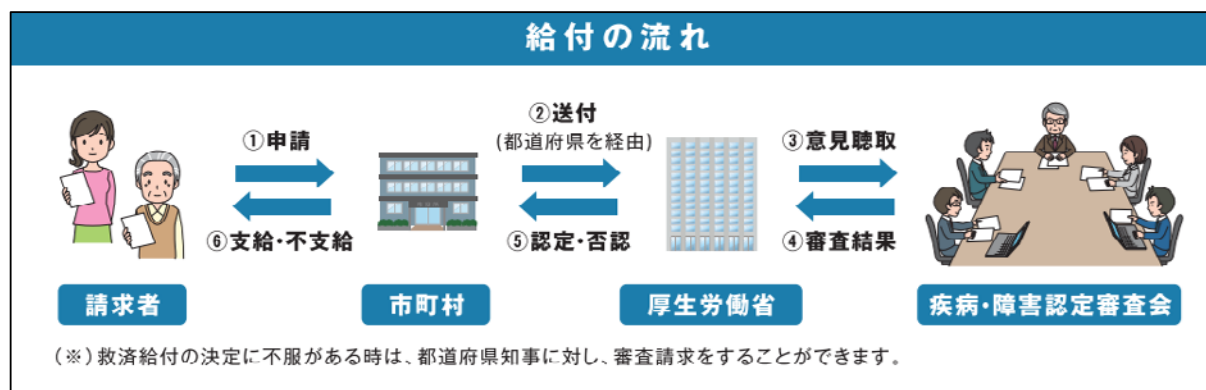


図3 予防接種後健康被害救済制度（厚生労働省リーフレットより）

一方、転居等に伴う接種履歴の分断がないよう、また医療機関とのオンラインでの情報交換による誤接種の予防が可能となるような、国レベルの DX 化にも大きく期待したい。ワクチン接種履歴の個人ファイルがマイナポータルを介して生涯管理されていることにより、予期せぬパンデミック時の臨時接種や、海外への転居時の健康管理の助けとなることは間違いない。また、現在基礎自治体それぞれが管理している予防接種台帳（さすがに昨今は紙ベースではないが）が、オールジャパンで統一されたシステムを稼働することにより、

よって、個人情報がいちいち守られた上で、縦（個人の接種履歴）、横（自治体間の接種履歴の確認）の途切れのない予防接種管理が可能となり、日本の国民を感染症による健康危機管理から守り続けることが可能であると考えられる。

負の医療行為と受け取られがちな予防接種によって、これまで救ってきた多くの命の重さをかみしめるとともに、住民に最も近い予防接種事業の担い手として、調整に尽力されている基礎自治体の職員全てに敬意を表するとともに、今後の活躍を大いに期待したい。